

「SoftBank 光サービス規約」新旧対照表

<p style="text-align: center;">改定前 (2017年10月27日付)</p>	<p style="text-align: center;">改定後 (2018年7月2日付)</p>
<p>第 21 条 (料金の計算等)</p> <p>2. 本契約が解除、解約等理由の如何を問わず終了した場合には、解除または解約がなされた日までの料金等をお支払いいただくものとします。</p>	<p>第 21 条 (料金の計算等)</p> <p>2. 本契約が解除、解約等理由の如何を問わず終了した場合には本契約が終了した日までの料金等をお支払いいただくものとします。</p>
<p>第 24 条 (契約期間および解除料)</p> <p>(1) 各プランは、以下に定める期間を契約期間として提供されるものとします。</p> <p>a. 2 年自動更新プランの申込みをした場合は、課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p> <p>b. 5 年自動更新プランの申込みをした場合は、課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、60 ヶ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申込みを行わなかった場合は、更に 60 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします</p>	<p>第 24 条 (契約期間および解除料)</p> <p>(1) 各プランは、以下に定める期間を契約期間として提供されるものとします。</p> <p>a. 2 年自動更新プランの申込みをした場合は、課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月の末日までに第 28 条に定める解約の効力が生じなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p> <p>b. 5 年自動更新プランの申込みをした場合は、課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、60 ヶ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月の末日までに第 28 条に定める解約の効力が生じなかった場合は、更に 60 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p>
<p>第 24 条 (契約期間および解除料)</p> <p>(3) 契約期間の満了月以外の月に、本サービスの利用契約を解約した場合、またはプラン変更をした場合、以下に定める解除料を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>	<p>第 24 条 (契約期間および解除料)</p> <p>(3) 契約期間の満了月以外の月に、本サービスの利用契約の解約の効力が生じた場合、またはプラン変更をした場合、以下に定める解除料を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>
<p>第 24 条 (契約期間および解除料)</p> <p>(4) 固定ブロードバンドサービス (付随するオプションサービスを含む) を同一月内に解約し解除料が重複して発生する場合は、解除料の上限金額を 10,000 円 (税抜) とします。ただし、この上限金額は、SoftBank 光サービスで提供されている 5 年自動更新プラン (TV セット) の解除料およびスカパー! セット割の解除料には適用されません。</p>	<p>第 24 条 (契約期間および解除料)</p> <p>(4) 本サービス及び本サービスに付随するオプションサービスの解約の効力が同一月内に生じ解除料が重複して発生する場合は、解除料の上限金額を 10,000 円 (税抜) とします。ただし、この上限金額は、本サービスで提供されている 5 年自動更新プラン (TV セット) の解除料およびスカパー! セット割の解除料には適用されません。</p>

<p>第 28 条（会員が行う契約の解除）</p> <p>2. 第 1 項の場合において、その利用中に係る会員の一切の債務は、利用契約の解約があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。</p>	<p>第 28 条（会員が行う契約の解除）</p> <p>2. 第 1 項の場合において、その利用中に係る会員の一切の債務は、利用契約の解約の効力が生じた後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。</p>
<p>第 57 条（契約期間および解除料）</p> <p>1. プレミアムの契約期間は、第 56 条（課金開始日）または第 59 条（プラン変更時の課金切り替え日）に定めるプレミアムの課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の月末までとなります。契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p>	<p>第 57 条（契約期間および解除料）</p> <p>1. プレミアムの契約期間は、第 56 条（課金開始日）または第 59 条（プラン変更時の課金切り替え日）に定めるプレミアムの課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の月末までとなります。契約期間の満了月の末日までにプレミアムの解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p>
<p>第 57 条（契約期間および解除料）</p> <p>3. 当社が提供する他の固定ブロードバンドサービス（付随するオプションサービスを含む）を同一月内に解約することにより解除料が重複して発生する場合は、解除料の上限金額を 10,000 円（税抜）とします。ただし、この上限金額は、SoftBank 光サービスで提供されている 5 年自動更新プラン（TV セット）の解除料およびスカパー!セット割の解除料には適用されません。</p>	<p>第 57 条（契約期間および解除料）</p> <p>3. 本サービス及びプレミアムその他の本サービスに付随するオプションサービスの解約の効力が同一月内に生じ、解除料が重複して発生する場合は、解除料の上限金額を 10,000 円（税抜）とします。ただし、この上限金額は、本サービスで提供されている 5 年自動更新プラン（TV セット）の解除料およびスカパー!セット割の解除料には適用されません。</p>

「24 時間出張修理オプション（N）サービス利用規約」新旧対照表

改定前 (2018 年 4 月 26 日付)	改定後 (2018 年 7 月 2 日付)
<p>第 11 条（料金）</p> <p>2. 当社が提供する本サービスの利用料金、手続きに関する料金は別途定めるところによります。</p>	<p>第 11 条（料金）</p> <p>2. 当社が提供する本サービスの利用料金は別途定めるところによります。</p>